

三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)

【中間案】

令和6(2024)年12月

三重県

目 次

<総論>

第1章 はじめに 1
(1)計画の趣旨	
(2)計画策定の基本理念と基本的方向	
第2章 計画の全体像 3
(1)子どもの権利擁護(意見聴取・意見表明等)への支援	
(2)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障	
(3)切れ目なく隙間のない支援	
第3章 計画の評価指標・関連指標等 7
(1)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	
(2)評価指標(目標設定のある指標=大分類と中分類)	
(3)関連指標(目標設定のない指標やベクトル表示による傾向把握指標=小分類)	
(4)三本の支援の柱に係る評価指標・関連指標のツリー図(大分類・中分類・小分類)	
第4章 計画全体に関わる検討課題 8
(1)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み(潜在的な需要)	
(2)子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等	
(3)子どもの自立のための支援(失敗しても再チャレンジできる環境)	
(4)人材の確保と育成	
(5)支援のための財源の確保	

<各論>

第5章 各関係機関等の具体的な取組 11
(1)市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	
(2)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	
(3)一時保護改革に向けた取組	
(4)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	
(5)施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組	
(6)社会的養護自立支援の推進に向けた取組	
(7)児童相談所の強化等に向けた取組	
(8)障害児入所施設における支援	
第6章 次期計画づくりに向けて 17
(1)調査・研究の実施	
(2)PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題	

第7章 関係機関等との連携・協力と情報の収集と発信 18
(1)課題解決に向けた調査・研究に関する関係機関等の連携・協力	
(2)課題解決に向けた情報収集と関係機関等への情報発信	
評価指標と関連指標のツリー図 19
・「予防的支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図	
・「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図	
・「自立支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図	
参考データ 26
用語集 27

<総論>

第1章 はじめに

(1) 計画の趣旨

三重県は、令和2(2020)年3月に「三重県社会的養育推進計画(※1)」(令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間。そのうち令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までを「前期計画」と位置づけています。以下、「前期計画」という。)を策定しています。

県では、それ以前から子どもに対する「支援」と「介入」に関する取組を行ってきました。

- ・ 平成16(2004)年3月 全国初となる「子どもを虐待から守る条例(※2)」の制定
- ・ 平成17(2005)年度 「児童相談センター(※3)」の設置
- ・ 平成23(2011)年3月 「三重県子ども条例(※4)」の制定
- ・ 平成25(2013)年度 警察官や弁護士の配置、リスクアセスメントツール(※5)の導入
- ・ 平成27(2015)年3月 「三重県家庭的養護推進計画(※6)」の策定
- ・ 平成28(2016)年度 警察と児童相談所の合同による立入調査等訓練(模擬家屋を使った実践訓練)の実施

前期計画の策定以降、今までに経験のないコロナ禍においても、子どもの最善の利益に配慮しつつ、次の取組を進めてきました。

- ・ 令和2(2020)年7月 人工知能(AI)を活用した児童虐待対応支援システム(※7)の導入
- ・ 令和3(2021)年度 子どもの権利擁護コーディネーター(※8)の配置
- ・ 令和4(2022)年度 一時保護所などへのアドボケイト(※9)の派遣

このような中、国では、令和4(2022)年改正児童福祉法が成立しました。その主な内容は、市町における児童虐待(※10)等に至る前の予防的な支援策や、親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係再構築に向けた支援を重要な役割として位置づけるものでした。

また、激変する働き方、高騰を続ける物価、巧妙化する犯罪など、子どもたちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化しており、子どもたちの生活環境に多大な影響を与え、厳しさが増しています。

県は、このような状況をふまえ、子どもの最善の利益を考慮しつつ、「三重県こども計画(仮称)」等の関係する計画との整合を図りながら、「三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)」を策定します。この新しい計画では、前期計画の取組を一部見直し、効果の高い取組を継続します。また、令和4(2022)年改正児童福祉法の趣旨に沿った取組を加え、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで切れ目なく隙間のない総合的な対策をまとめることとしました。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向

【基本理念】『全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

令和4(2022)年改正児童福祉法の趣旨をふまえ、前期計画の基本理念を修正しました。

その実現に向けて、子どもが権利(子どもの権利条約に定める「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」などさまざまな権利。以下同じ。)の主体であることを常に念頭に置き、県民全てが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員し、支援を必要とする保護者(妊娠婦を含む。以下同じ。)および子どもを対象として、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで切れ目なく隙間のない支援を提供するとともに、虐待の連鎖、貧困の連鎖の解消を図ります。

【基本的方向】 県は、以下の取組を行うにあたっては、子どもに十分な説明を行い、その真意を聞き取り、その権利の擁護を図ります。

<予防的支援ステージ>

- ① 県は、母子保健、子育て、教育等における施策との連携を一層推進します。
- ② 県は、市町と連携・協力し、妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援体制を整備することによって、支援を必要とする全ての妊娠婦や子育て家庭の負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待等に至る前の未然防止に向けた支援を行います。
- ③ 県は、身近な地域(市町)における虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぎます。

<緊急保護ステージ・社会的養護(※11)ステージ>

- ④ 県は、虐待によって子どもの安全が脅かされる疑いのある場合には、子どもの安全を最優先に一時保護(親子分離)(※12)を行い、アドミッショングケア(※13)に努めます。
- ⑤ 県は、迅速かつ的確なアセスメント(※14)を実施し、虐待の再発防止を図ります。
- ⑥ 県は、家庭養育優先の原則(※15)を基本とし、多様な選択肢を用意するとともに、子どもの状況に応じて親子関係の再構築に向けた支援を行います。

<自立支援ステージ>

- ⑦ 県は、子どもの施設退所後あるいは里親(※16)委託解除後を見据えたリービングケア(※17)、アフターケア(※18)を充実させます。
- ⑧ 県は、子どもの生活が安定するまで切れ目なく隙間のない支援を行います。

<情報の収集・発信および調査・研究>

- ⑨ 県は、県民全てが子どもの権利擁護や里親制度への理解を深めるよう一層の情報の収集と発信に努めます。
- ⑩ 県は、①から⑨までの施策を着実に推進するため、必要な人材の確保と育成、必要な財源の確保等の課題の解決に向けた調査・研究を行います。

第2章 計画の全体像【国策定要領(1)】

6頁の「計画全体の根底に流れる考え方イメージデザイン」(以下、「イメージデザイン」という。)では、国の策定要領で定められている事項が緊密につながり、一体的かつ全体的な視点で捉えられるよう整理しています。加えて、県独自の考え方(切れ目なく隙間のない支援)に基づき、三本の支援の柱を定めて評価指標や関連指標の進行管理を行います。

また、計画の「総論」では、計画全体に関連する事項を記載し、「各論」では、それ以外の事項を記載しています(見出しに国の策定要領の番号を附番しています。)。

19頁から25頁まで、計画全体を把握できるよう評価指標と関連指標の関係ツリー図を提示し、これまでの取組実績、地域の資源、今後の目標設定等について、「総論」や「各論」に記載するのではなく、当該ツリー図の中の「現在の整備・取組状況」、「整備すべき見込量、課題等」および「定量的な整備目標」に記載しています。

(1) 子どもの権利擁護(意見聴取・意見表明等)への支援【国策定要領(2)】

県は、前頁の「基本理念」および「基本的方向」に示すように、子どもの権利擁護は、この計画の根本であり最重要事項であると認識しています。イメージデザインの4つのステージを通じて、子どもたち自身が、他者との関わりの中でいかに自分の進むべき道を考えていくのか、その判断をサポートする人材を育成することが必要です。

また、県は、大人を含めた子どもの権利擁護について理解を深める取組を進めます。

【今後の取組】

- ・ 県は、子どもの意見表明等の権利について啓発を進めます。
- ・ 県は、引き続き子どもの権利擁護に関する研修を実施します。
(児童養護施設職員をはじめ里親、教育関係者等に受講対象を拡大します。)
- ・ 県は、子どもの意見表明等を受け付ける窓口を整備します。

- ・ 県は、入所施設や里親・ファミリーホームに委託された児童に「子どもの権利ノート(※19)」と「子どもの権利擁護相談手紙(※20)」を配付します。
- ・ 県は、代替養育(※21)の措置(※22)・変更時および継続の際、定期的に子どもの真意を確認する仕組みづくりを進めます。
- ・ 県は、第三者機関による子どもの意見表明等を保障する仕組みづくりを進めます。
- ・ 県は、引き続き被措置児童等虐待(※23)の発生予防に取り組みます。

(2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障【国策定要領(7)】

県は、子どもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先の原則を推進するとともに、パーマネンシー保障(※24)の理念に基づくケースマネジメント(※25)が徹底される環境づくりを進めます。

また、子どもが選択できるようさまざまな選択肢を提示し、丁寧に子どもの意見・意向に耳を傾け、その意見・意向を尊重します。それに基づき、親子関係の再構築、養子縁組(※26)の成立等に向けて重層的・複合的・継続的な支援を提供できる体制を整備します。

【今後の取組】

- ・ 県は、丁寧に子どもの意見・意向に耳を傾け尊重する仕組みづくりを進めます。
- ・ 県は、養子縁組等の検討対象となる子どもの数を把握の上、養子縁組等によるパーマネンシー保障を優先して進めます。
- ・ 県は、児童相談所(※27)と市町、里親会(※28)、児童福祉施設、里親支援センター等と連携して、養子縁組等の制度について県民への周知・啓発を図ります。
- ・ 県は、児童相談所における養子縁組に関する相談の支援体制づくりを進めます。
- ・ 県は、民間あっせん機関(※29)が県内に設置された場合には、当該機関への支援や連携を進めます。
- ・ 県は、養子縁組等の成立前後も一貫して相談を受けることができるよう里親支援センター等による相談支援体制の整備を進めます。
- ・ 県は、市町における支援体制と連携を強化するとともに、里親・ファミリーホームおよび施設や民間団体との協働による支援の充実を図ります。

(3) 切れ目なく隙間のない支援

イメージデザインの4つのステージにおいて、現在も関係機関、関係団体、関係施設等の各々によって充実した支援が提供されています。

しかしながら、同じステージの中で、あるいは、別のステージに移行する段階で、各々の関係機関等の支援対象から漏れてしまったり、関係機関等の間の引継ぎが難

しく重要な視点が欠落してしまったりすることで、保護者や子どもへの支援が途切れてしまうことが想定されます。

また、イメージデザインの4つのステージにおいて支援の必要な保護者や子どもについて、主に児童相談所や要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」という。※30)が中心になり、その情報が共有されています。

しかしながら、関係機関等の間で情報の共有が不足していたり、関係施設等が要対協に参加していなかったりと不十分な状況が見受けられます。各々の関係機関等が保有する情報のみによる支援では、対象範囲が狭くなる場合や関係機関等の隙間で保護者や子どもに支援が届かない場合もあります。

このような状況では、県民全てが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員した取組を実践していくことは困難と考えられます。

支援の必要な保護者や子どもの情報が集積し多く保有する関係機関(主に児童相談所や市町の要対協)の役割は重要です。その保有するハブ機能(※31)を発揮して、ネットワーク化された関係機関等の間の情報の共有化を行います。当該関係機関は、保護者や子どもに寄り添いながら支援をつないでいけるよう、共有化された情報をもとに関係機関等の連携による支援の輪をコーディネート(※32)します。

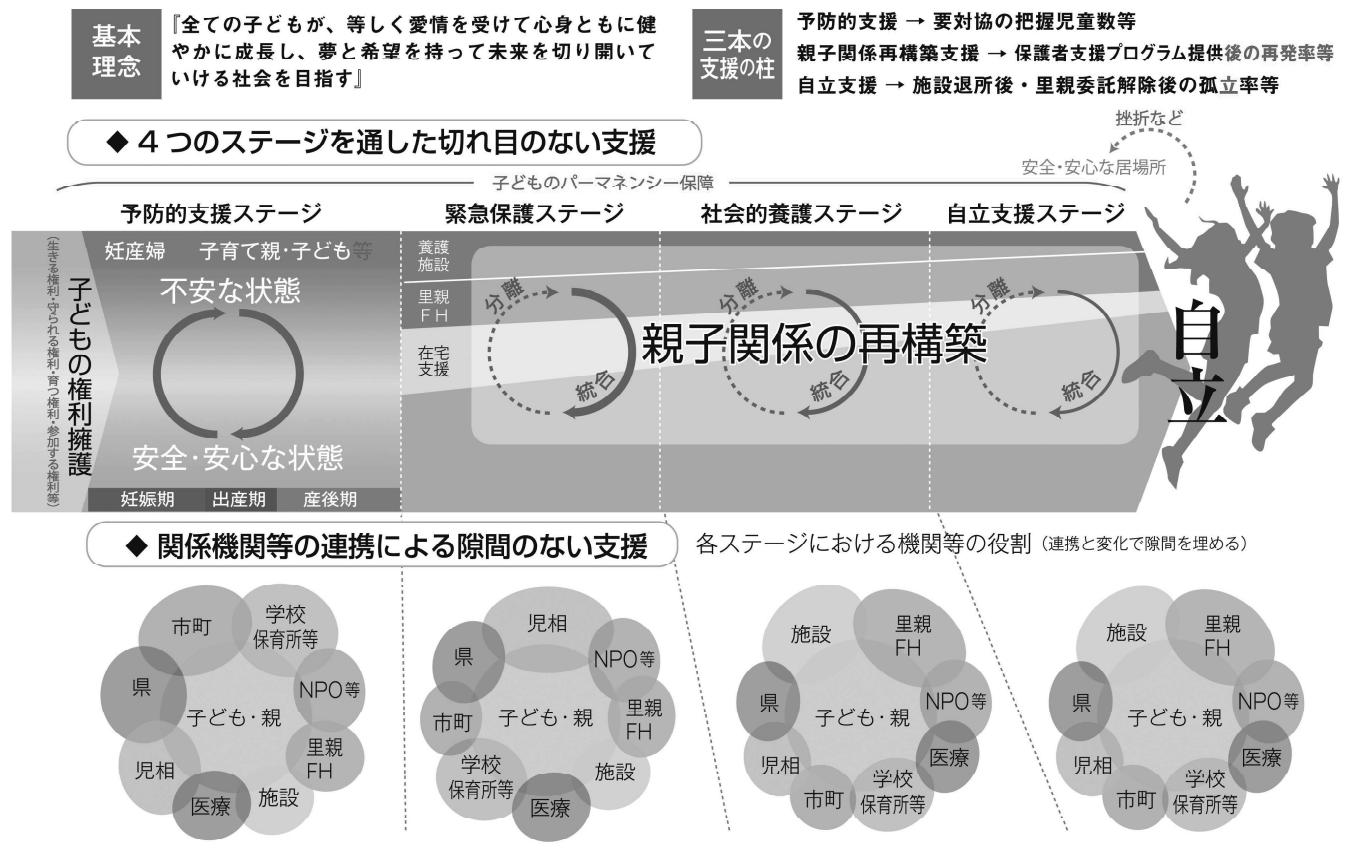
県は、子どもの最善の利益を図るため、情報の共有化や関係機関等の連携による支援の輪のコーディネートに係る仕組みづくりを検討し、市町を支援しつつ、市町と連携して取組を進めます。

さらに、県は、支援の必要な保護者や子どもの情報の共有化と合わせ、各関係機関等の間の引継ぎを的確かつ効率的に実施できるよう環境を整えます。

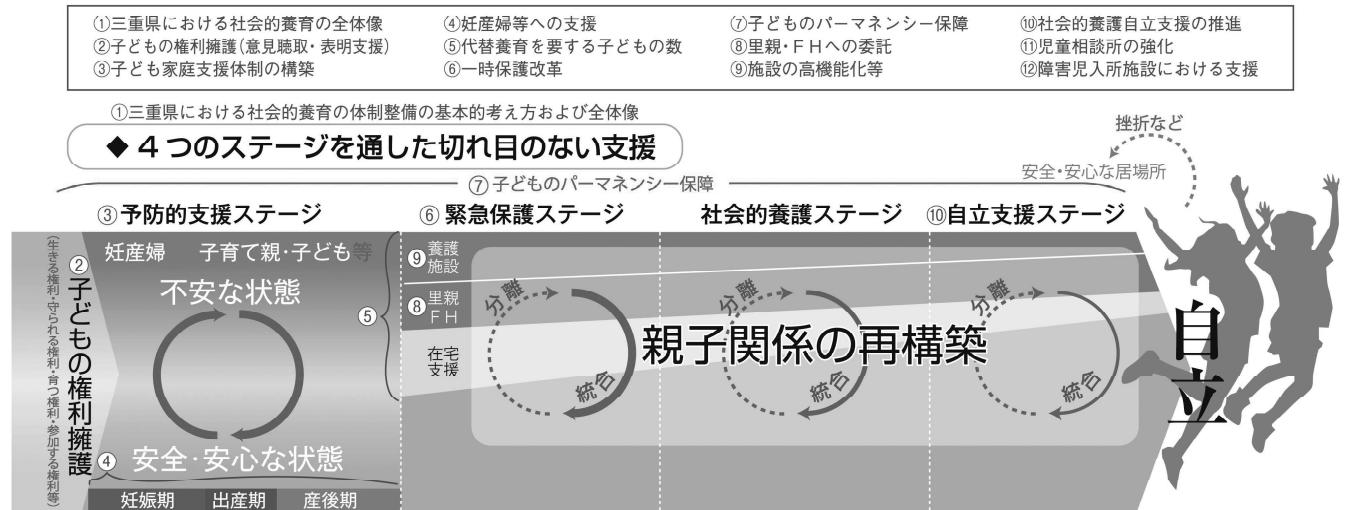
【今後の取組】

- ・県は、より多くの関係機関等が参加し、情報を共有化するためのネットワークづくりを推進します。
- ・県は、市町が取り組む情報の共有化とコーディネート業務に伴う支援を充実します。
- ・県は、支援の必要な保護者や子どもの情報や里親の情報等を共有化するためのシステム開発など環境の整備を検討します。

計画全体の根底に流れる考え方イメージデザイン



国の策定要領との関係イメージ



第3章 計画の評価指標・関連指標等

県は、国の策定要領を参考に、前期計画の目標の進捗状況(進行管理)をふまえ、代替養育を必要とする子どもの数の見込みを推計し、県独自の評価指標と合わせ国の策定要領の指標を関係付けて設定しています。

(1) 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み【国策定要領(5)】

県は、26頁のとおり国の策定要領に基づき、計画の最終年度(令和11(2029)年度)における代替養育を必要とする子ど�数を608人と見込んでいます。

県内には、相当数の潜在的需要(※33)が推測され、親子分離をすることなく在宅で生活を継続するケースが増加しています。

このため、要対協において把握する要保護児童(※34)数と要支援児童(※35)数の実績、ショートステイ(※36)利用実績、養育支援訪問(※37)の実績、一時保護児童数の実績および2か月を超えて一時保護した件数の実績の前年度伸び率の平均値を乗じて得た数値を潜在的需要率(約4割増)として、措置児童の将来の推計数 435人に乘じています。

この子ど�数の見込みは、里親委託の児童数や施設入所の児童数を見込む時に使用されることから、今後の里親登録や施設運営・整備の計画に大きく影響します。

(2) 評価指標(目標設定のある指標=大分類と中分類)

県は、三本の支援の柱(「予防的支援」、「親子関係再構築支援」および「自立支援」)において県独自の評価指標を設定しています。

また、国の策定要領の評価指標の中から、三本の支援の柱ごとに影響の大きいものを抽出し、PDCA サイクル(※38)により進行管理を行います。進行管理によって抽出された課題については、調査・研究を行い、解決に向けて検討していきます。

なお、評価指標の内容によっては、計画の最終年度(令和11(2029)年度)の目標値を年度ごとの目標として取り扱うこととしています。

(3) 関連指標(目標設定のない指標やベクトル表示による傾向把握指標=小分類)

県は、国の策定要領の評価指標の一部を関連指標と位置づけ、計画の最終年度(令和11(2029)年度)までの間、基本的に年度ごとの目標値を設定せずに、実績値を測定し傾向を把握します。

本来であれば、関連指標の中には、国の策定要領に基づき目標値を設定し進行管理を行うべきものもあります。一方で、関連指標の中には、県がこれまでに実績値を把握していないものもあり、各々の指標がどのように影響を及ぼし合うのかその関係性を把握できていない状況です。また、子どもの権利擁護における理解度や満足度など数値化することが難しいものもあります。

このため、県が関連指標の傾向予測を行うことは難しいものの、今後の調査・研究を深める上で、試行的にベクトルで表すこととします。県が、上昇・増加傾向と横ばい傾向の2種類のベクトルで表示し、計画期間中にその傾向を把握することによって、評価指標や関連指標の間の関係性を見極め、次期計画の策定検討時に活用します。

(4) 三本の支援の柱に係る評価指標・関連指標のツリー図(大分類・中分類・小分類)

県は、19頁から25頁のとおり、三本の支援の柱にぶら下がる評価指標と関連指標を大分類・中分類・小分類に区分し体系化しています。今後、この体系図をもとに指標間の影響度合いや目標値への影響度合いが確認できるよう見える化しています。

三本の支援の柱相互の関係について、県としては、全てが重要な柱であり、一つとして欠けてはならないものであると認識しています。

大分類では、三本の支援の柱に直結する評価指標を県独自で設定し、中分類では、国の策定要領の整理事項ごとに最も重要なものを評価指標として一つずつ抽出し設定しています。小分類においては、中分類で設定された評価指標以外の指標を関連指標として位置づけています。

支援の柱と指標との関係性について、例えば、「子どもの権利擁護の取組」のように三本の支援の柱に評価指標と関連指標が共通するものもある一方で、「児童相談所の強化等に向けた取組」のように「自立支援」とは直接的に関係性が低いながらも設定しているものもあります。

以上のことから、県は、市町の取組状況を含めてPDCAサイクルにより評価指標と関連指標を分析・評価し、その分析・評価によって抽出された課題等の解決に向けて調査と研究を行います。

第4章 計画全体に関わる検討課題

県は、以下の検討課題について、「総論」および「各論」に記載する取組を通じて解決を図るとともに、調査・研究を行い、さらに検討を重ねます。

(1) 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み(潜在的な需要)

県は、計画の策定にあたり、潜在的需要を測る具体的かつ基礎的なデータが不足している状況です。このような状況では、代替養育を必要とする子どもの数の見込みと実績値とが大きく乖離してしまう可能性があります。その結果、里親登録数やファミリーホーム設置数あるいは施設定員や職員採用計画などに多大な影響が生じることとなります。

そのため、特に要対協が把握する要保護児童、要支援児童または特定妊婦(※39)の出産後の児童が代替養育を必要とする子どもとなる割合、または、要対協も把握していない代替養育を必要とする子どもの割合など実態を数値化することが必要です。

(2) 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等

県は、子どもの権利擁護や意見表明を促進するため、民間との協働により取組を進めています。一時保護所(※40)などにアドボケイトを派遣し、子どもを対象に啓発や面談を行っています。子どもが自身の考えや意見を形成していく過程に時間がかかります。また、アドボケイトは、第三者的な立場に立ち子どもの権利擁護に配慮しながら、子どもとの相談を進めていかなければなりません。

子どもの考え方や意見の表明には、支援の仕組みや能力開発といった課題もあります。子どものあらゆる生活の現場でいつでも、どこでも実現できるような環境づくり、仕組みづくりが必要です。また、内部の影響を受けない第三者的な立場に立った方がアドボケイト能力を修得できるような支援も併せて必要です。

(3) 子どもの自立のための支援(再チャレンジできる環境)

子どもが就職や進学を通して自立していくことは重要です。

しかしながら、自立ばかりでなく、子どもの生活がなかなか安定しない、あるいは、挫折を感じたとき安全で安心な居場所に戻るなど子どもが孤立することなく人と社会的に結ばれていることも大切です。

県は、このような社会的養護経験者等の自立について実情を十分に把握できていないのが現状です。子どもが措置解除後あるいは施設退所後にどのような道を進み、現在、どのような状況にあるのか実態調査が必要です。

(4) 人材の確保と育成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって職場では、ICTを活用したテレワークの普及拡大などオンライン環境が整備され、全国的に働き方が急激に変化しています。その一方で、福祉の現場では従来から対面(人ととのつながり)での対応が基本であり、福祉を支える人材の確保と育成が難しくなっています。

それゆえに、現存する資源(OB人材や登録里親、公的施設など)を十分に活用することが重要です。例えば、施設が委託前里親の実践的な研修(OJT(※41)研修)の場を提供することでスポット的に人材を確保したり、行政機関と連携し公営住宅を職員住宅として活用するなど共通課題を合同で調査・研究することも必要です。

(5) 支援のための財源の確保

これまで、県および市町では、子どもの最善の利益を図るうえで、さまざまな支援を実施しており、国の補助金等を活用しながら、その財源を確保しています。

今後、子育てニーズが多様化していく中で、県は、市町と緊密に連携・協力しながら、持続的な財源確保策を検討していくことが必要です。

<各論>

第5章 各関係機関等の具体的な取組

(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【国策定要領(3)】

① 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

県は、市町の「こども家庭センター(※42)」の設置を促進するとともに、統括支援員(※43)や母子保健コーディネーター(※44)等の職員の人材育成や専門性の確保など妊産婦や子育て家庭への相談体制の強化を支援することにより早期に出産や子育ての不安に対応します。

② 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

県は、市町が実施する家庭支援事業等の必要な事業量や取組状況等を把握するとともに、里親、ファミリーホーム、入所施設および児童家庭支援センター(以下、「児家セン」という。※45)について、子育て短期支援事業(※46)等の委託先として市町と情報共有を進め顔の見える関係づくりを行うことにより積極的な活用を図ります。

また、県は、市町が実施する家庭支援事業等において県内の母子生活支援施設を幅広に活用できる可能性があることから、市町と相談しながら、その体制整備や活用促進を図ります。

③ 児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

県は、地域のニーズに応じて県内に8箇所(令和7(2025)年4月1日予定)の児家センを設置しています。地域における児家センの機能について周知し、その機能の利用を促進します。

県は、市町が「こども家庭センター」を整備していく中で、児家センとの連携体制を構築するとともに、地域における児家センの相談機能の充実を図ります。また、地域における児家センの機能強化を図るため、フォスタリング事業(※47)等による里親支援体制を整備します。併せて、児童相談所や要対協と連携して、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラム(※48)の修得支援など職員の育成にも取り組みます。

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【国策定要領(4)】

全国の児童虐待による死亡事例は0歳児が最も多く、3歳未満の子どもが虐待に遭うケースが過半数を占めています。妊娠期・周産期の問題としては、「予期しない妊娠」や「妊婦健診未受診」が高い割合を占めており、妊娠期からの適切なアセスメントと相談しやすい体制の充実が求められています。

妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健の取組は、市町が広く妊産婦等と接する機

会であり、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見に資するという観点からも重要な役割を担っています。

こうした背景をふまえ、県では、予期しない妊娠や性の問題に悩む若年者や家族を支援する相談窓口「妊娠SOSみえ」を設置し、市町、医療機関、NPO等の関係機関やDV・性暴力被害等の各種相談窓口と連携した支援を行うとともに、特定妊婦の妊娠判定費用助成や医療機関への受診同行などにより、医療機関への早期受診を促し、必要な支援につなげる取組を実施します。

また、育児不安のある妊産婦や特定妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげるため、市町における妊娠届出時アンケートの統一や、妊産婦健診の推進、「エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)」や「赤ちゃんへの気持ち質問票」の活用を進めるとともに、母子の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアの充実、母子保健コーディネーターの人材育成など、市町の体制整備に向けた取組を進め、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」による妊産婦等への切れ目のない支援に取り組みます。

(3) 一時保護改革に向けた取組【国策定要領(6)】

県では、児童虐待相談対応件数(※49)が年間2,000件を超え高止まりの状況が続いている。それと併せ、一時保護の対応ニーズも高まっています。

県は、一時保護所の定員数(北勢児童相談所20名 中勢児童相談所15名)の見直しを含め適正化を図るとともに、一時保護所(特に北勢児童相談所)のハード面の整備(居室の個室化等)を進めます。

県は、これまで委託一時保護(※50)との役割分担により児童養護施設や乳児院に附設する一時保護専用施設(※51)の整備を進めてきました。(令和6(2024)年4月1日現在 5施設 定員24名)

しかしながら、施設職員の確保が難しく、入所児童を養育するという入所施設本来の業務に影響が及ぶことが懸念されることから、既存の一時保護専用施設の利用と合わせ、児童養護施設、乳児院等の空きスペースや里親・ファミリーホームの活用を促進します。

また、県は、一時保護に関わる職員だけでなく里親を対象とした育成支援(研修等による専門性の向上と意識の共有)を行います。

加えて、県は、子どもの権利擁護の配慮から、国の一時保護ガイドライン(※52)に基づく自己評価の実施を通じた一時保護のあり方検討および改善に向けた取組を引き続き実施し、自己評価をふまえて第三者評価を導入します。さらに、子どもの権利擁護に係る意見聴取の方法や子どもからの意見・評価を確認する方法(子どものアンケート等)について、国の調査内容をふまえながら本県での実施方法を確立します。

(4) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組【国策定要領(8)】

県は、国の策定要領による代替養育を必要とする子ども数の再計算の結果(26頁を参照)や里親委託率の現状をふまえ、計画の最終年度(令和11(2029)年度)の里親委託率を前期計画と同様に3歳未満60%、就学前60%、学童期以降40%、全年齢45%に設定します。ただし、計画期間内に設定した目標値を超えた場合は、国の策定要領に記載された目標値(乳幼児75%、学童期以降50%)とします。

県は、上記の目標値の達成に向け、市町、関係機関、関係施設、関係者等と連携を深めながら、以下の取組を進めることにより、一時保護の委託、ショートステイ等の委託、子どもの自立支援活動などを含めた里親・ファミリーホームの活躍の場の提供に努めます。

- ・ 県は、児童相談所管内に里親支援センター(未設置地域においてはフォスターイング機関。以下同じ。)の設置を促進し、その支援体制を整備し積極的な活用を進めます。
- ・ 県は、子どもの委託先の選定など里親等に関する業務全体を里親支援センターに委ね、里親・ファミリーホームに関する情報を集中させることにより、子どもの将来を見据えた丁寧なマッチングに努めます。
- ・ 県は、里親支援センターが市町、里親支援専門相談員(※53)、里親会などと十分に連携できるようネットワークづくりなど環境整備に努めます。
- ・ 県は、里親支援センター職員や里親支援専門相談員が経験を深め、地域に密着した活動を行うことが求められることから、人材育成等を含め継続雇用できるよう支援を行います。
- ・ 県は、子どもの考え方などが多様化し、子どもへの接し方など対応が難しくなっていることをふまえ、里親等向けの研修や入所施設でのOJT研修など育成メニューの充実を図ります。
- ・ 県は、引き続き里親会やNPO法人と連携し里親制度の普及啓発に努めます。

(5) 施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組【国策定要領(9)】

〔児童養護施設・乳児院〕

県内の児童養護施設および乳児院ではオールユニット化(※54)が進み、令和6(2024)年度までに一定程度の小規模化かつ地域分散化が完了します。県は、児童養護施設および乳児院の定員が整理されているため、緊急の一時保護の要請等に対応できるよう定員を一定数確保しておく必要があります。そのため、定員は現状の維持が適当であると考えています(令和6(2024)年4月1日現在、児童養護施設11施設 定員376名、乳児院3施設 定員45名)。

また、県は、児童養護施設および乳児院が、今後も引き続き、地域の子育て機能を担う重要な資源であると認識しています。その一方で、国の策定要領による再計算の結果(26頁を参照)と入所実績の現状を鑑みると、児童養護施設や乳児院の定員割れによって施設運営が厳しくなる可能性も認識しています。

このため、県は、今後も地域の実情に即した一時保護専用施設、児家セン、里親支援センターの設置などの多機能化(※55)・機能転換を促進していきます。

併せて、県は、ショートステイや自立支援事業など入所施設の強みを十分に發揮し空きスペースを活用した新事業展開を支援します。

また、県は、入所施設において必要な人材の確保や職員の資質向上については喫緊の課題であることから、その解決に向けたモデル的な取組を支援します。

〔母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム〕

県は、代替養育を必要とする子どもが抱えるさまざまな課題や一人ひとりの特性に応じた、切れ目なく隙間のない最適な支援を提供できるよう役割分担と連携強化を進めます。

① 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子またはこれに準じる事情のある女子およびその者が監護する子どもが利用する施設(県内4施設 入所定員:70世帯(暫定定員65世帯))です。従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設で、近年は、DV被害者(※56)の保護を目的とした広域的な利用が増加しています。

県は、親子関係の再構築に向けた段階的な支援として、施設職員のサポートを受けながらチャレンジ的に短期入所を実施するなど母子生活支援施設の生活サポート機能の活用について、市町と連携を深めながら促進します。

② 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、家庭環境や学校における交友関係その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難になった子どもが短期間利用する施設です(県内1施設 入所定員30名、通所定員10名(暫定定員7名))。

県は、施設の機能や利用対象となる子どもの特性について、福祉、学校関係者等への周知に努め利用促進を図るとともに、併設する小中学校分校と緊密な連携・協力のもと支援の充実を図ります。また、「三重県立子ども心身発達医療センター」(※57)をはじめとする医療機関や原籍校、地域等との連携を強化します。

③ 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする子どもが利用する施設です(県内1施設 入所定員60名(暫定定員21名))。近年は、不良行為だけでなく、被虐待経験や障がいを有するなど、複合的な課題を抱えた子どもの入所が増加しています。

県は、施設の特徴である夫婦小舎制(※58)の家庭的な環境のもとで、子どもの権利擁護に配慮しつつ、併設する小中学校分校と緊密な連携・協力のもと子どもの自立に向けた支援の充実を図ります。

④ 自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)

自立援助ホームは、何らかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則15歳からの青少年に暮らしの場を提供する施設です(県内2施設 定員12名)。

義務教育終了時点で施設や家庭から出て働くなければならない子どもは、自分一人で生活できる状況にあるとは言い難いのが現状です。県は、暮らしの場を提供するとともに、子どもが大人との信頼関係を構築し、社会で生き抜く力を身につけ、経済的にも精神的にも自立できるよう支援の充実を図ります。

(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【国策定要領(10)】

社会的養護経験者の中には、経済的にも精神的にも自立することが難しい事情を抱えた子どももいます。

県では、施設の退所後あるいは里親の措置解除後、子どもがどのような道を進むのか実態を把握できていない状況です。今後、その実態を把握し、子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりを検討します。

また、県は、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援事業を通じて、子どもが、施設の退所後や里親の措置解除後、生活がなかなか安定しない、あるいは、挫折を感じたとき、孤立して暮らすのではなく、安全で安心な居場所に戻れるアフターケアの環境を整備します。それと同時に、子どもの自立支援に理解のある企業やNPO法人等による就労支援のネットワークづくりに取り組みます。

さらに、県は、自立支援ステージとして、子どもの施設の退所前、あるいは、里親の措置解除前に、自立に向けて生き抜く力を育むリービングケアの環境整備にも取り組みます。

(7) 児童相談所の強化等に向けた取組【国策定要領(11)】

児童相談所の職員は、ここ数年かけ増員してきましたが、依然として不足している状況です。また、職員の育成についても、経験の浅い1年目から3年目までの職員が多く、職員の専門性の向上が課題となっています。

そのため、県では、引き続き職員の増員を図るとともに、児童相談所の業務の見直し、児家センへの指導委託の推進など業務改善に取り組みます。併せて、非常勤弁護士の増員など業務課題に適切に対応できるよう環境を整えます。また、職員については、「三重県児童相談所職員人材育成計画」を定め、高度な専門性と広い視野を持つ人材の育成に努めます。

さらに、県は、「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書【2023年津事例】」を重く受け止め、警察をはじめ小中学校、幼稚園、保育所等の関係機関と連携・協力を深め、家庭訪問等の目視による確認と合わせて、AI等先端技術の活用による、より高度な児童相談体制の構築に努めます。

(8) 障害児入所施設における支援【国策定要領(12)】

障害児入所施設は、家庭における養育が困難である障がい児に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を担っている施設です(福祉型は県内に4施設(定員:100名)、被虐待児も入所。)。

当該施設は、被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行うとともに、入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援を行うことも求められています。

県では、障害児入所施設において、入所した時点から退所後の地域生活への円滑な移行を見据えた支援が適切に行われるよう、児童相談所や市町等の関係機関と連携しながら、それぞれの役割に応じた切れ目のない支援が提供される体制づくりに取り組みます。

なお、障害児入所施設では、障がい児の施設退所後を見据え、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画を作成し、移行支援を行います。

第6章 次期計画づくりに向けて

県は、「総論」の第4章「計画全体に関わる検討課題」について、次期計画づくりに向けて調査・研究を行い、課題解決に向けた取組の方向性を提示できるよう検討を重ねます。

(1) 調査・研究の実施

① 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み(潜在的な需要)

県は、教育や保育の現場などから基礎データを取得するための連携・協力の関係づくりを進め、次期計画では現実に近い根拠数値とするための調査・研究を実施します。

② 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等

県は、子どもの権利擁護や意見表明について、子どものあらゆる生活の現場でいつでも、どこでも実現できるような環境づくり、仕組みづくりや内部の影響を受けない第三者的な立場に立ったアドボケイト能力を修得できるような支援について調査・研究し、実証的な取組を検討します。また、子どもやアドボケイトに対するアンケートについても、子どもやアドボケイトとの信頼関係を崩さないようその取扱いに配慮し、その実施にはだれが、いつ、どのような内容を、どのような方法で実施するのか十分な検討を行う必要があります。

また、県は、子どもの「知る権利」を保障する上で、「ライフストーリーワーク」に取り組んでいます。この「ライフストーリーワーク」とは、子どもが希望する内容について「真実告知」を行うことですが、子どもにとって適切な時期に、子どもの様子を確認し寄り添いながら告知するところに意義があります。

県は、保護者等の子どもに「知らせない権利」との調整も必要となることから、「ライフストーリーワーク」が円滑に進められるよう調査・研究を行い、里親・ファミリーホームや児童養護施設、乳児院等への支援を検討します。

③ 子どもの自立のための支援(再チャレンジできる環境)

県は、社会的養護経験者等の実情を把握する調査の実施にあたって、その対象者、内容、方法等を検討し、その調査結果の分析に取り組みます。その上で、支援を必要とする支援対象者に応じて自立に向けた支援メニューが提示できるよう研究に取り組みます。例えば、さまざまな支援制度を組み合わせたパッケージ化や社会人マナーなどコミュニケーション能力の向上に向けた研修・講座などについて具体的に検討します。

それと併せて、県は、支援対象者が社会とつながるための支援者・支援対象者相互のネットワークづくりに取り組みます。

④ 人材の確保と育成

県は、児童養護施設等の職員等の現状を把握とともに、職場環境や待遇など雇用環境の改善に向けた積極的な取組について調査・研究を行い、支援策を検討します。

⑤ 支援のための財源の確保

県として、この計画において取組を進めていくために十分な財源を確保することが必要です。

県は、子どもを社会全体で支えていくという視点に立ちつつ、その確保策について関係部局を交えて検討します。

(2) PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

県は、関係機関、関係団体、関係事業者、関係者等に対して、支障のない範囲内において、毎年度、評価指標や関連指標の実績値を調査します。特に評価指標については、その実績値をもとにPDCAサイクルによる評価・分析(傾向的な分析を含む。)を行い、ボトルネックとなっている課題を抽出します。

県は、抽出された課題について、専門家なども交えて解決に向けて検討を加えます。

第7章 関係機関等との連携・協力と情報の収集と発信

(1) 課題解決に向けた調査・研究に関する関係機関等の連携・協力

県に対して、第6章の次期計画づくりのために必要となるデータを調査・分析し、研究を深めることが求められています。その調査・研究の実施にあたっては、大学等の調査研究機関はもとより、子どもが生活する現場である施設や学校などと緊密な連携・協力が必要です。県は、そのための仕組みづくりを行います。

(2) 課題解決に向けた情報収集と関係機関等への情報発信

県は、全国の成功事例や成果のあった事例、あるいは、研究発表、地域の活動報告など有益な情報を収集し、本県の実情・現状に即した課題解決のためのヒントを探求します。それと同時に、県は、市町、関係機関、関係施設、関係者等とネットワークをつくり、必要な情報をそのネットワークに発信することにより、さらなる連携強化につなげます。

「予防的支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

大分類	要保護児童対策地域協議会の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計	令和11年度 目標値 8,783件	現在の整備・取組状況 26頁を参照	整備すべき見込量、課題等 26頁を参照	定量的な整備目標					
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
					6,875件	7,309件	7,771件	8,261件	8,783件	
(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)										
中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 (利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか))	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設(1施設)ヘアドボケイトを派遣 50%	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設(1施設)ヘアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようと考える子どもが少ない。 (アドボケイトとの信頼関係の構築が必要である。) ・派遣先 一時保護所 一時保護専用施設 児童養護施設 乳児院 児童自立支援施設 児童心理治療施設 ファミリーホーム 委託里親	2施設 5施設 11施設 3施設 1施設 1施設 5施設 委託里親	10%	20%	30%	40%	50%
小分類	・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数 ・アドボケイトの養成(育成)状況	専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要 子どものアドボカシーセンターMIE 会員数32会員	専門部会又は権利擁護機関 1機関 第三者的な立場のアドボケイトの養成が必要である。 アドボカシー学会の養成講座受講数	    						
(3) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組										
① 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組		中分類	・こども家庭センターの設置数	29市町	こども家庭センターの設置市町数 15市町	県内の全市町に設置	29市町	29市町	29市町	29市町
小分類	・こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数、受講者数 ・県と市町との人材交流の実施状況 ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	県主催の市町等を対象とした研修・会議を実施 (市町児童福祉主管課、母子保健主管課等) 令和4年度 市町職員参加数 189名 令和5年度 市町職員参加数 219名 人事交流の実施(児童相談所の交流職員) 令和4年度 1名 令和5年度 1名 ・サポートプラン作成実施市町数 11市町 ・サポートプラン作成件数 令和5年度 591件	・こども家庭センターの中心となる役割を果たす統括支援員や母子保健コーディネーターの人材育成が必要である。 ・市町職員の参加者数の年度平均 約200名 ・児童相談所職員の確保が必要である。 ・県職員と市町職員の人事交流実績の平均 1名 サポートプラン作成実施市町数 29市町	200名 200名 200名 200名 200名						
② 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組		中分類	・市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	29市町	家庭支援事業(3事業)の確保方策の達成率100%の市町数 令和5年度 6市町	家庭支援事業(6事業)の確保方策を県内の全市町で100%を達成	29市町	29市町	29市町	29市町
小分類	・市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童養護施設数	・委託里親数、ファミリーホーム数、児童養護施設数 【令和4年度】 里親:5件 ファミリーホーム:1施設 児童養護施設:6施設 【令和5年度】 里親:4件 ファミリーホーム:2施設 児童養護施設:6施設 ・里親等の活用を向上させるための里親等情報の共有が必要(実施希望の調査も必要)	・児童家庭支援センターの設置数 8か所 ・児童家庭支援センターの設置数 8か所 ・市町のこども家庭センターとの関係構築や連携方法について整理が必要である。 ・家庭支援事業の委託施設数 8か所	    						
③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組										
中分類	・児童相談所からの在宅指導措置委託件数のうち保護者支援プログラム提供件数	30件	在宅指導措置委託件数 令和4年度 15件 令和5年度 22件	・児童家庭支援センターの役割は地域における要支援家庭や要保護家庭の在宅支援において多岐にわたることから、研修等を通じた人材育成が必要である。 ・在宅指導委託件数(保護者支援プログラム提供数)各児童相談所管内で5件	10件 10件 20件 25件 30件					
小分類	・児童家庭支援センターの設置数 ・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	・県内には7か所の児童家庭支援センターが設置されている。 委託させた児童家庭支援センター数 令和4年度 なし 令和5年度 なし 令和6年度 1か所	児童家庭支援センター設置数 8か所 ・市町のこども家庭センターとの関係構築や連携方法について整理が必要である。 ・家庭支援事業の委託施設数 8か所	    						
(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組										
中分類	・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1事業所	県内実施事業所数 令和4年度 なし 令和5年度 なし	・事業実施にあたり支援対象者の見込み数と支援人材の確保が課題 ・県内実施事業所数 1事業所	-	-	-	-	1事業所	
小分類	・助産施設の設置数 ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	助産施設数 令和4年度 8施設 令和5年度 8施設 県主催の市町等を対象とした研修・会議を実施 (市町児童福祉主管課、母子保健主管課等) 令和4年度 市町職員参加数 189名 令和5年度 市町職員参加数 219名	助産施設数 8施設 ・こども家庭センターの中心となる役割を果たす統括支援員や母子保健コーディネーターの人材育成が必要である。 ・市町職員の参加者数の年度平均 約200名	    						

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
大分類	中分類				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保護者支援プログラムを提供した保護者の再発率(再分離率)	再発率(再分離率) 13%	令和6年度は、実証的に保護者支援プログラムを提供	・保護者支援プログラムを提供できる カウンセラー資格取得者 2名 ⇒ 6名 1名当たり保護者5名に提供 ・名古屋市の実証結果 再発率13%まで低下	30%	25%	20%	15%	13%	
(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)									
中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 (利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか))	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、委託里親、ファミリーホームに派遣された割合 50%	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設(1施設)へアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようと考える子どもが少ない。 (アドボケイトとの信頼関係の構築が必要である。) ・派遣先 一時保護所 2施設 一時保護専用施設 5施設 児童養護施設 11施設 乳児院 3施設 児童自立支援施設 1施設 児童心理治療施設 1施設 ファミリーホーム 5施設 委託里親	10%	20%	30%	40%	50%
小分類	・社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリー ホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	平成30年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト研修(アドボケーターの原則等)を実施 里親登録前研修(基礎研修)の中で子どもの権利擁護について説明 ・子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる。 ・子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保護する。 令和4年度 関係職員:2回(41人) 子ども:8回(169人) 令和5年度 関係職員:2回(44人) 子ども:10回(184人)	県が実施するCAPプログラムの実施回数・参加者数 月1回の開催、1回あたり30名参加	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	
	・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係ることでも本人の認知度(知っているか)・利用度(利用したことあるか、利用しやすいか)・満足度(利用してどうだったか)	平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボケーションMIEがアンケート調査を実施(認知度・利用度・満足度は調査対象外) 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。						
	・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度	平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボケーションMIEがアンケート調査を実施(認知度・利用度・満足度は調査対象外) 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。						
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度	平成19年度から権利擁護プログラム「CAPプログラム」等を児童養護施設および福祉型障害児入所施設で実施 ・平成20年度から「生(性)教育」を児童養護施設等で実施	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。						
	・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機間に對しどもから意見の申立てがあった件数	・平成13年度から「子どもの権利ノート」を児童養護施設に入所する子どもに配付 ・平成30年度から児童相談センターに措置児童向けの権利擁護相談専用電話を新設し、当該電話を含めた電話相談先一覧ポスターを児童養護施設内に掲示	専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要である。						
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	・社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議には参画 ・社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議でヒアリングの実施	検討会議設置ごとに検討が必要である。						
(3) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組									
(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組									
中分類	・児童相談所からの在宅指導措置委託件数うち保護者支援プログラム提供件数	30件	在宅指導委託件数 令和4年度 15件 令和5年度 22件	・児童家庭支援センターの役割は地域における要支援家庭や要保護家庭の在宅支援において多岐にわたることから、研修等を通じた人材育成が必要である。 ・在宅指導委託件数(保護者支援プログラム提供数) 各児童相談所管内で5件	10件	10件	20件	25件	30件
小分類	・児童家庭支援センターの設置数 ・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数		・県内には7か所の児童家庭支援センターが設置されている。 委託させた児童家庭支援センター数 令和4年度 なし 令和5年度 なし 令和6年度 1施設	児童家庭支援センター設置数 8か所 ・市町のこども家庭センターとの関係構築や連携方法について整理が必要である。 ・家庭支援事業の委託施設数 8施設	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
(6) 一時保護改革に向けた取組									
中分類	・一時保護施設の平均入所日数	18.7日	年間延べ利用日数÷年間延べ利用児童数 令和4年度 22.3日 令和5年度 25.8日	・学校での学習、親子関係など一時保護の長期化による課題もあり、早期の方針決定が必要である。 ・過去10年間で最小値 18.7日	24.4日	23.0日	21.6日	20.0日	18.7日
小分類	・一時保護施設の定員数 ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合(分母:管内の全一時保護施設数) ・一時保護施設の平均入所率		・児童相談所に併設の一時保護所は県内2か所(中勢児童相談所15名、北勢児童相談所20名) ・アドボケイトの試行的取組(平成30年度から継続) ・第三者評価は未実施 ・一時保護専用施設の整備 平成29年度 2か所(津市 4名定員、四日市市 6名定員) 令和元年度 1か所(鈴鹿市 6名定員) 令和2年度 1か所(名張市 4名定員) 令和5年度 1か所(熊野市 4名定員) ・一時保護の場の地域分散化を促進 ・一時保護施設の研修 令和5年度 1回(6名) 第三者評価を実施している施設はない。 年間利用児童の日数÷(一時保護の定員×日数) 令和4年度 60.2% 令和5年度 66.2%	現行の定員を維持継続 2施設(35名) ・一時保護専用施設数、維持継続 5施設(定員24名) ・既存の児童養護施設等の空き室を活用する。 ・里親・ファミリーホームの活用にあたりアンケート調査が必要である。(希望調査) 一時保護所等の職員研修 1回あたり 10名 年間2回実施 第三者評価を一時保護所で実施する 1施設(2か所の児童相談所の一時保護所が隔年で実施) —	35名	35名	35名	35名	35名

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標						
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
(7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組									
① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組									
中分類	・里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間	4年10か月	年間措置児童の措置月数÷年間延べ措置児童数(過去の実績データなし) 令和4年度 4年8か月 令和5年度 4年10か月	令和5年度に実績値を維持継続 4年10か月	4年10か月	4年10か月	4年10か月		
小分類	・子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況(検討状況を含む。)	専門チームや担当係の配置など体制は整備されていない。	県内の各々の児童相談所に1チーム(会議体など)設置						
② 親子関係再構築に向けた取組									
中分類	・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	6児童相談所	専門チームや担当係の配置など体制整備なし (令和6年度(重点事業)からCPA資格取得者で構成を検討)	県内の各々の児童相談所に1チーム(会議体など)設置	1か所	2か所	4か所		
小分類	・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	保護者対応の職員研修の実施回数と受講者数 令和4年度 2回(15人) 令和5年度 3回(56人)	三重県児童相談所職員人材育成計画(仮称)により進行管理 年間3回 60名	60名	60名	60名	60名		
	・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数	・CPAのライセンス取得数(令和6年度までの実績) カウンセラー資格 2名 講演講師資格 6名 トレーナー資格 100名程度 ・令和6年度(重点事業)から実証的に導入開始	・保護者支援プログラムを提供できるカウンセラー資格者を増やす(児童家庭支援センターに配置) 5年間で6名程度	2名	4名	6名	6名		
	・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数	児童家庭支援センターへの新規指導委託件数(うち保護者支援プログラムの委託数) 令和4年度 6件(0件) 令和5年度 11件(0件)	・保護者支援プログラムを提供できるカウンセラー資格者を増やす(児童家庭支援センターに配置) 5年間で6名程度	10件	10件	20件	25件		
③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組									
中分類	・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	20名	・児童相談所は、特別養子縁組を前提とした里親登録の相談を行う。 ・子どもを受託した里親に対し、市町と連携した里親委託後の養育支援や特別養子縁組申立の手続きの支援を行う。 ・特別養子縁組成立まで細やかなサポートを実施 ・家庭養護促進協会主催の研修参加者数 (当該年度における里親担当職員の研修参加累積数) 令和4年度 5名 令和5年度 7名	特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発していくことが必要である。 児童相談所の里親担当職員 20名在籍	10名	12名	15名	18名	20名
小分類	・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数(里親委託の統計による)	・里親や施設養護から養子縁組を前提とした処遇に移行する必要がないか、現在委託されている里親との将来的な養子縁組の可能性がないかなどの検討を積極的に行なう。 ・令和元年度以降の特別養子縁組成立件数は延べ23件 令和4年度 4件 令和5年度 2件	・児童相談所が関与した場合、真実告知や生い立ちの整理、ルーツ探しなど特別養子縁組にも特有の相談支援のニーズがあることから、特別養子縁組成立後も相談者のニーズに応じた相談支援体制の充実が必要 ・2年間の特別養子縁組の成立件数の平均値	3件	3件	3件	3件	3件	
	・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	最近の特別養子縁組成立件数 令和4年度 0件 令和5年度 1件	・今後、希望する事業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行なうことが必要である。 ・2年間の特別養子縁組の成立件数の平均値	1件	1件	1件	1件	1件	
	・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て数	民間あっせん機関からあっせんを受けた養親候補者により、家庭裁判所に特別養子縁組の申立てが行われた場合、児童相談所は家庭裁判所からの調査嘱託により、特別養子縁組の適否に関する調査等を行なう。	今後は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォースターリング機関等が連携し、子どもの最善の利益を念頭に対象となる子どものパーマネンシー保障がなされるよう、特別養子縁組の相談支援が適切に行われる体制を構築することが求められている。						
	・里親支援センターやフォースターリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	養子縁組里親登録に係る相談件数 令和4年度 77件 令和5年度 91件	今後は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォースターリング機関等が連携し、子どもの最善の利益を念頭に対象となる子どものパーマネンシー保障がなされるよう、特別養子縁組の相談支援が適切に行われる体制を構築することが求められている。						
	・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	県内で活動する民間あっせん機関なし	今後、希望する事業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行なうことが必要である。						

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託ことの見込み等

中分類	・3歳未満の里親等委託率	60.0%	里親等委託率	令和4年度	令和5年度	・里親等委託率は30%前後で推移	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	3歳以上の就学前の里親等委託率	60.0%	3歳未満	32.4%	35.1%	・県庁が中心になり、県内6児童相談所の里親担当、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や児童家庭支援センター、一般社団法人三重県里親会、NPO法人等の関係機関と連携	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	学童期以降の里親等委託率	40.0%	3歳以上就学前	34.1%	35.6%	・県庁に里親担当2名、里親委託推進員1名、家庭的養護支援嘱託員1名の合計4名の担当を配置	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
	全体の里親等委託率	45.0%	学童期以降	29.0%	28.0%	・北勢児童相談所と中勢児童相談所に里親専任担当1~2名と里親兼任担当2~3名を、その他の児童相談所には、兼務の里親担当3名を配置	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
	登録率	—	全体	30.1%	29.7%		—	—	—	—	—
	稼働率	—	登録率	102.2%	108.7%		—	—	—	—	—
	稼働率	—	稼働率	29.5%	27.4%		—	—	—	—	—

小分類	<p>・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数、新規里親登録(認定)数、委託里親数、委託こども数</p>	<養育里親>	令和4年度 里親登録(認定)数 新規里親登録(認定)数 委託里親数 委託こども数	253件 18件 68件 81件	令和5年度 254件 19件 67件 77件	<p>・要保護児童を里親に委託することによって、特定の養育者との愛着関係の下で、基本的信頼関係の獲得やそれによる自己肯定感の育成、家庭生活モデルや生活技術の習得といった効果が期待できる。 ・児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討している。 ・家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境=里親家庭、ファミリー・ホーム」で養育されるよう、必要な措置をとることが求められた。</p>					
		<親族里親>	令和4年度 里親登録(認定)数 新規里親登録(認定)数 委託里親数 委託こども数	19件 5件 19件 27件	21件 5件 21件 29件						
		<養子縁組里親>	令和4年度 里親登録(認定)数 新規里親登録(認定)数 委託里親数 委託こども数	77件 12件 3件 3件	91件 17件 0件 0件						
		<専門里親>	令和4年度 里親登録(認定)数 新規里親登録(認定)数 委託里親数 委託こども数	22件 1件 12件 14件	22件 0件 11件 14件						
		<全体数>	令和4年度 里親登録(認定)数 新規里親登録(認定)数 委託里親数 委託こども数	371件 36件 102件 125件	388件 41件 99件 120件						
	・ファミリー・ホーム数、新規ホーム数、委託こども数	<ファミリー・ホーム>	令和4年度 設置数 新規設置数 委託こども数	6施設 0施設 19件	6施設 0施設 18件	<p>・現在、県内のファミリー・ホームは北勢児童相談所管内に2か所、中勢児童相談所管内に2か所、伊賀児童相談所管内に2か所の計6か所ある。 ・令和6年度末に1か所廃止される。 ・ファミリー・ホームについても、養育者研修の充実や相互交流の促進など支援が必要である。</p>					
・里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)				<p>・里親登録に対する委託里親の割合 (年間に1回でも委託のあった里親数) 令和4年度 27.7% 令和5年度 26.0%</p>		—					
・里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数				<p>三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会の開催数 令和4年度 5回 令和5年度 5回</p>		2.3か月に1回のペースで開催 年間5回を維持継続	5回	5回	5回	5回	5回

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

小分類	・民間フォースタリング機関の設置数	・民間フォースタリング機関がない地域では、児童相談所と連携	・里親支援専門相談員と民間フォースタリング機関の役割の整理整頓が必要である。 ・現民間フォースタリング機関の里親支援センターへの移行 ・現民間フォースタリング機関 4機関	
	・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	必須研修以外の研修の実施回数と受講者数 令和4年度 5回(延122人) 令和5年度 5回(延 91人)	・児童養護施設等のOJT研修を含め里親等の能力開発を行う。 ・これまでの研修にOJT研修を加える。 (2年間の平均受講者+14施設に名数)	    

「親子関係再構築支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標						
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組									
② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組									
中分類	・市町の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)	28施設	・豊富な経験とノウハウを蓄積 ・ケアニーズが非常に高い子どもに対応する高機能化、 施設の多機能化を推進 (委託事業) 子育て短期支援事業 養育支援訪問事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 令和6年度5月時点 14施設 3施設 1施設 1施設	今後は要支援家庭への在宅支援において特に重 要な役割を担うことが期待されることから、子育 て短期支援事業に加えて、各施設において1事業 が追加で委託されることを目指 児童養護施設+乳児院 14施設×2事業	28施設	28施設	28施設	28施設	28施設
小分類	・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数		・令和6年度末までに、児童養護施設の本体施設の小規模化・地域分散 化の整備はほぼ計画どおりに完了	定員数は維持継続 令和6年4月1日現在 児童養護施設 376名 乳児院 45名					
	・養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数		加算分保護単価の設定があった施設数、加算職員数 【児童養護施設、乳児院】 令和4年度 13施設(36名) 令和5年度 13施設(37名)	専門職の職員体制の維持継続					
	・養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数		施設機能強化推進費の認定施設数 【児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設】 令和4年度 3施設 令和5年度 3施設	極力多くの施設で実施可能 児童養護施設 11施設 乳児院 3施設 児童心理治療施設 1施設					
	・一時保護専用施設の整備施設数		一時保護専用施設数 令和4年度 4施設 令和5年度 4施設	一時保護専用施設の維持継続 令和6年4月1日現在 5施設(定員24名)	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
	・児童家庭支援センターの設置施設数		児童家庭支援センターの認可施設数 令和4年度 6施設 令和5年度 6施設 令和6年度 7施設	児童家庭支援センターの維持継続 令和7年4月1日現在 8施設	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	・里親支援センター、里親養育包括支援(フォースタリング)事業の実施施設数		民間フォースタリング機関から里親支援センターへの移行(令和6年5月 時点) 民間フォースタリング機関 4機関 里親支援センター 0機関	—	2機関 2機関	2機関 2機関	2機関 2機関	1機関 3機関	0機関 4機関
	・妊産婦等生活援助事業の実施施設数		県内実施事業所数 令和4年度 なし 令和5年度 なし	・事業実施にあたり支援対象者の見込み数と支援人材の確保が 課題 ・県内実施事業所数 1事業所	—	—	—	—	1事業所
(11) 児童相談所の強化等に向けた取組									
中分類	・児童福祉司、児童心理司の配置数	配置基準数 児童福祉司 87名 児童心理司 42名	・児童虐待相談対応件数の推移 全国 前年比 三重県 前年比 令和元年度 193,780件 21.2% 2,229件 7.5% 令和2年度 205,044件 5.8% 2,315件 3.9% 令和3年度 207,660件 1.3% 2,147件 ▲7.3% 令和4年度 219,170件 5.5% 2,408件 12.2% 令和5年度 集計中 集計中 2,162件 ▲10.2% ・児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理司の人数と基準数 児童福祉司 スーパーバイザー 児童心理司 令和6年度 86名 19名 32名 配置基準数 87名 16名 42名	・近年、児童虐待への社会的関心の高まりを背景に年間2,000 件を超える状況が続いている。 ・相談種別は近年の傾向として、DV被害相談を含む心理的虐待 の割合が最も大きく、全体の約5割を占めている。 ・相談経路(市町の機関、警察等、学校等、近隣・知人、県の機関など) の相談すべてで前年度から減少 (警察等からの相談が減少したのは、DV対応件数が減ったこと が原因と考えらる。) ・被虐待児童の年齢ごとの件数は、3歳未満の件数の減少幅が大 きかつたことにより、中学生の件数よりも少なくなった。	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名
小分類	・児童相談所の管轄人口		令和4年 令和5年 北勢児童相談所管内 582,625人 581,303人 鈴鹿児童相談所管内 243,038人 241,907人 中勢児童相談所管内 472,147人 469,019人 南勢志摩児童相談所管内 222,515人 218,802人 伊賀児童相談所管内 161,604人 159,467人 紀州児童相談所管内 62,866人 61,365人 合計 1,744,795人 1,731,863人	・各々の地域で人口減少 ・前期計画策定時(令和2年3月)よりも減少率が大きい。					
	・第三者評価を実施している児童相談所数・割合(分母:管内の全児童相談所数)		第三者評価を実施する児童相談所なし	極力多くの児童相談所において第三者評価を実施する。					
	・市町村支援児童福祉司の配置数		市町支援児童福祉司の配置なし	・児童相談所の体制整備を優先 ・こども家庭ソーシャルワーカーの養成が必要である。	—	—	—	—	
	・児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数		児童福祉司一人あたりの児童虐待相談対応件数 令和4年度 34件 令和5年度 28件	職員数が増加し児童虐待相談対応件数が横ばいのため減少					
	・児童福祉司スーパーバイザーの配置数		児童福祉司スーパーバイザーの配置数 令和4年度 8名 令和5年度 15名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度から微増 令和6年度 19名					
	・医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)		医師の配置数 令和4年度 常勤:1名 非常勤:2名 令和5年度 常勤:1名 非常勤:2名	医師の配置数は維持継続					
	・保健師の配置数		保健師の配置数 令和4年度 8名(うち5名兼務) 令和5年度 8名(うち5名兼務)	保健師の配置数は維持継続					
	・弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)		弁護士の配置数 令和4年度 非常勤:1名 令和5年度 非常勤:1名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度に倍増の6名体制(一時保護関係で増員) 令和6年度 非常勤:3名					
	・こども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数		児童福祉司任用後の研修参加者 令和4年度 22名 令和5年度 16名	・こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進 ・2年間の実績値の平均参加者数 (2年間の平均参加者数19名+こども家庭ソーシャルワーカー取 得者1名以上)					
	・専門職採用者数(割合)		<専門職の採用者数> 令和4年度 令和5年度 福祉技術 5名 6名 児童福祉 心理判定 7名 4名 6名 3名	・年々、職員応募数が厳しくなっており、年間を通じて採用活動を 実施 ・採用活動は維持継続					

「自立支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

大分類	施設退所後または里親委託解除後3年後の就労の状況と進学の状況 施設退所後または里親委託解除後3年後の独立の状況	令和11年度 目標値 就職・進学率 100% 孤立率 0%	現在の整備・取組状況 ・退所者のアンケート調査結果 退所後も多くの方が施設職員と連絡の実態 約4割の方が初めて勤めた職場を離職の実態 行政等の各種手続や金銭管理等の習得の必要性 大学等へ進学する意識の低さの再認識 ・施設退所者を積極的に雇用する事業主や児童養護施設出身の大学生等のアドバイザー派遣 ・三重県児童養護施設協会による高校生交流会や自立を励ます会の実施 ・自立支援にあたる専任職員を配置	整備すべき見込量、課題等 施設退所後又は里親委託解除後に就職又は進学した子どもが、3年後、諦めずに就職又は在学している率 令和4年度 就労のみ 65% 令和5年度 就労のみ 74%	定量的な整備目標				
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					80% 0%	85% 0%	90% 0%	95% 0%	100% 0%

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況 (利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか))	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、委託里親、ファミリー・ホームに派遣された割合 50%	一時保護所、一時保護専用施設、児童養護施設(1施設)へアドボケイトを派遣	・意見表明等支援事業を利用しようと考える子どもが少ない。 (アドボケイトとの信頼関係の構築が必要である。) ・派遣先 一時保護所 2施設 一時保護専用施設 5施設 児童養護施設 11施設 乳児院 3施設 児童自立支援施設 1施設 児童心理治療施設 1施設 ファミリー・ホーム 5施設 委託里親	10% 20% 30% 40% 50%				
			平成30年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト研修(アドボケーターの原則等の学習)を実施 里親登録前研修(基礎研修)の中で子どもの権利擁護について説明 ・子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる。 ・子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保護する。 令和4年度 関係職員:2回(41人) 子ども:8回(169人) 令和5年度 関係職員:2回(44人) 子ども:10回(184人)	県が実施するCAPプログラムの実施回数・参加者数 月1回の開催、1回あたり30名参加		関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)	関係職員 2回(60名) 子ども 10回(300名)
小分類	・社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリー・ホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員)及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数		平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施 子どもアドボケートセンターMIEがアンケート調査を実施(認知度・利用度・満足度は調査対象外) 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係ること本人の認知度(知っているか)・利用度(利用したことあるか、利用しやすいか)・満足度(利用してどうだったか)		平成30年度に一時保護所においてアドボケートの試行的取組を実施 子どもアドボケートセンターMIEがアンケート調査を実施(認知度・利用度・満足度は調査対象外) 令和4年度 アンケート実施件数 120件 令和5年度 アンケート実施件数 204件	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度		・平成19年度から権利擁護プログラム「CAPプログラム」等を児童養護施設および福祉型障害児入所施設で実施 ・平成20年度から「生(性)教育」を児童養護施設等で実施	アンケート調査の調査主体、調査対象者、調査内容、実施時期等の検討が必要である。					
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度		・平成13年度から「子どもの権利ノート」を児童養護施設に入所する子どもに配付 ・平成30年度から児童相談センターに措置児童向けの権利擁護相談専用電話を新設し、当該電話を含めた電話相談先一覧ポスターを児童養護施設内に掲示	専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要である。					
	・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数		・社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議には参画 ・社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議でヒアリングの実施	検討会議設置ごとに検討が必要である。					
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無								

「自立支援」に係る評価指標と関連指標ツリー図

		令和11年度 目標値	現在の整備・取組状況	整備すべき見込量、課題等	定量的な整備目標							
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組												
② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組												
中分類	・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1箇所	社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所なし	・事業実施にあたり支援対象者の見込み数と支援人材の確保が課題である。 ・県内整備箇所数 1事業所	-	-	-	-	1事業所			
小分類	・児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数) ・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況		児童自立生活援助事業の届出数、入居人数 (各年度末時点) 令和4年度 令和5年度 令和6年5月 【Ⅰ型】 2か所(5名) 2か所(6名) 2か所(9名) 【Ⅱ型】 - - - 【Ⅲ型】 - - 8か所(8名) 社会的養護自立支援協議会の整備なし	児童自立生活援助事業の届出数、入居児童数 【Ⅰ型】維持継続 需要と供給でミスマッチあり 【Ⅱ型】微増予測 【Ⅲ型】微増予測 ・整備にあたり支援人材の確保や地域における役割分担が必要である。 ・県内整備箇所数 1協議会	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	1協議会			
(11) 児童相談所の強化等に向けた取組												
中分類	・児童福祉司、児童心理司の配置数	配置基準数 児童福祉司 87名 児童心理司 42名	・児童虐待相談対応件数の推移 全国 前年比 三重県 前年比 令和元年度 193,780件 21.2% 2,229件 7.5% 令和2年度 205,044件 5.8% 2,315件 3.9% 令和3年度 207,660件 1.3% 2,147件 ▲7.3% 令和4年度 219,170件 5.5% 2,408件 12.2% 令和5年度 集計中 集計中 2,162件 ▲10.2% ・児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理司の人数と基準数 児童福祉司 スーパーバイザー 児童心理司 令和6年度 86名 19名 32名 配置基準数 87名 16名 42名	・近年、児童虐待への社会的関心の高まりを背景に年間2,000件を超える状況が続いている。 ・相談種別は近年の傾向として、DV被害相談を含む心理的虐待の割合が最も大きく、全体の約5割を占めている。 ・相談経路(市町の機関、警察等、学校等、近隣・知人、県の機関などの相談すべてで前年度から減少(警察等からの相談が減少したのは、DV対応件数が減ったことが原因と考えらる。)) ・被虐待児童の年齢ごとの件数は、3歳未満の件数の減少幅が大きかつたことにより、中学生の件数よりも少なくなった。	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名	児童福祉司 87名 児童心理司 42名		
小分類	・児童相談所の管轄人口 ・第三者評価を実施している児童相談所数・割合(分母:管内の全児童相談所数) ・市町村支援児童福祉司の配置数 ・児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数 ・児童福祉司スーパーバイザーの配置数 ・医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて) ・保健師の配置数 ・弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて) ・こども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数 ・専門職採用者数(割合)		北勢児童相談所管内 令和4年 令和5年 582,625人 581,303人 鈴鹿児童相談所管内 243,038人 241,907人 中勢児童相談所管内 472,147人 469,019人 南勢志摩児童相談所管内 222,515人 218,802人 伊賀児童相談所管内 161,604人 159,467人 紀州児童相談所管内 62,866人 61,365人 合計 1,744,795人 1,731,863人	・各々の地域で人口減少 ・前期計画策定時(令和2年3月)よりも減少率が大きい。								
			第三者評価を実施する児童相談所なし	極力多くの児童相談所において第三者評価を実施する。	↑	↑	↑	↑	↑			
			市町支援児童福祉司の配置なし	・児童相談所の体制整備を優先 ・こども家庭ソーシャルワーカーの養成が必要である。	-	-	-	-	↑			
			児童福祉司一人あたりの児童虐待相談対応件数 令和4年度 34件 令和5年度 28件	職員数が増加し児童虐待相談対応件数が横ばいのため減少								
			児童福祉司スーパーバイザーの配置数 令和4年度 8名 令和5年度 15名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度から微増 令和6年度 19名	↑	↑	↑	↑	↑			
			医師の配置数 令和4年度 常勤:1名 非常勤:2名 令和5年度 常勤:1名 非常勤:2名	医師の配置数は維持継続	↑	↑	↑	↑	↑			
			保健師の配置数 令和4年度 8名(うち5名兼務) 令和5年度 8名(うち5名兼務)	保健師の配置数は維持継続	↑	↑	↑	↑	↑			
			弁護士の配置数 令和4年度 非常勤:1名 令和5年度 非常勤:1名	・児童相談所の体制整備を優先 ・令和7年度に倍増の6名体制(一時保護関係で増員) 令和6年度 非常勤:3名	↑	↑	↑	↑	↑			
			児童福祉司任用後の研修参加者 令和4年度 22名 令和5年度 16名	・こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進 ・2年間の実績値の平均参加者数 (2年間の平均参加者数19名+こども家庭ソーシャルワーカー取得者1名以上)	↑	↑	↑	↑	↑			
			<専門職の採用者数> 令和4年度 令和5年度 福祉技術 5名 6名 児童福祉 7名 4名 心理判定 6名 3名	・年々、職員応募数が厳しくなっており、年間を通じて採用活動を実施 ・採用活動は維持継続	↑	↑	↑	↑	↑			

都道府県・市区町村の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口

【参考データ】

	三重県人口計	0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	0~19歳(小計)	現行計画の数値	差
2020年(令和2年)実績値	1,770,254	61,916	72,525	78,932	82,421	295,794	298,595	▲ 2,801
2025年(令和7年)予測値	1,703,095	52,603	62,250	72,362	76,521	263,736	279,603	▲ 15,867
2030年(令和12年)予測値	1,637,434	50,904	53,189	62,232	70,127	236,452	258,381	▲ 21,929

措置児童(潜在的需要分を除く)の将来予測

	2020年実績値	2021年実績値	2022年実績値	2023年実績値	平均値	2024年予測値	2025年予測値	2026年予測値	2027年予測値	2028年予測値	2029年予測値	2030年予測値
① 0~19歳人口	295,794	287,424	282,249	276,269		270,003	263,736	258,279	252,822	247,366	241,909	236,452
② 0~18歳人口	276,732	271,379	265,836	259,708		253,913	248,020	242,888	237,757	232,625	227,493	222,362
②÷① 割合	93.56%	94.42%	94.18%	94.01%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%	94.04%
3歳未満人口	35,170	34,217	33,739	32,600								
うち措置児童数	41	38	39	37		37	36	35	35	34	33	32
措置児童の割合	0.117%	0.111%	0.116%	0.113%	0.114%							
3歳以上就学前人口	53,464	52,234	50,060	48,167								
うち措置児童数	83	89	80	73		76	75	74	72	70	69	67
措置児童の割合	0.155%	0.170%	0.160%	0.152%	0.159%							
学童期以降	188,098	184,928	182,037	178,941								
うち措置児童数	416	385	386	386		372	363	355	348	341	333	326
措置児童の割合	0.221%	0.208%	0.212%	0.216%	0.214%							
全体★	540	512	505	496		485	474	464	455	445	435	425
うち措置児童の割合	0.195%	0.189%	0.190%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%	0.191%
構成割合 3歳未満	7.59%	7.42%	7.72%	7.46%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%	7.55%
構成割合 3歳以上就学前	15.37%	17.38%	15.84%	14.72%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%	15.83%
構成割合 学童期以降	77.04%	75.20%	76.44%	77.82%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%	76.62%

潜在的需要分の将来予測

	2020年実績値	2021年実績値	2022年実績値	2023年実績値	平均値	2024年予測値	2025年予測値	2026年予測値	2027年予測値	2028年予測値	2029年予測値	2030年予測値
要対協の要保護・要支援児童数	5,063	5,385	5,786	6,083	5,579	6,467	6,875	7,309	7,771	8,261	8,783	9,337
前年度比③	—	106.36%	107.45%	105.13%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%	106.31%
ショートステイ利用実績(延べ日数)	2,090	1,437	1,677	2,016	1,805	2,275	2,566	2,896	3,267	3,686	4,159	4,693
前年度比④	145.64%	68.76%	116.70%	120.21%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%	112.83%
養育支援訪問実績(延べ件数)	3,847	2,979	3,335	3,668	3,457	3,653	3,638	3,623	3,608	3,593	3,578	3,563
前年度比⑤	98.97%	77.44%	111.95%	109.99%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%	99.59%
一時保護児童数	787	759	825	803	794	787	772	756	742	727	713	698
前年度比⑥	89.64%	96.44%	108.70%	97.33%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%	98.03%
2か月を超えて一時保護した件数	61	47	80	109	74	130	155	185	221	264	315	376
前年度比⑦	93.85%	77.05%	170.21%	136.25%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%	119.34%
潜在的需要率 (③×④×⑤)×(⑥×⑦)=⑧					139.75%							
全体★×潜在的需要率⑧						678	663	649	635	622	608	594
構成割合 3歳未満	—	—	—	—	7.55%	51	50	49	48	47	46	45
構成割合 3歳以上就学前	—	—	—	—	15.83%	107	105	103	100	98	96	94
構成割合 学童期以降	—	—	—	—	76.62%	520	508	497	487	477	466	455

代替養育を必要とする子ども数の見込み

	2025年予測値			2026年予測値			2027年予測値			2028年予測値			2029年予測値			2030年予測値		
	合計	里親	施設															
3歳未満	50	30	20	49	29	20	48	29	19	47	28	19	46	28	18	45	27	18
3歳以上就学前	105	63	42	103	62	41	100	60	40	98	59	39	96	58	38	94	56	38
学童期以降	508	203	305	497	199	298	487	195	292	477	191	286	466	186	280	455	182	273
合計	663	296	367	649	290	359	635	284	351	622	278	344	608	272	336	594	265	329

里親委託率

60%
60%
40%
45%

【用語集】

※	用語	用語の意味
1	三重県社会的養育推進計画(前期計画)	令和2(2020)年3月に策定された社会的養育を推進するための計画(令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間)のうち、前半(令和2(2020)年度から令和6(2024)年度まで)の5年間の計画のこと。今回策定した計画は、国の策定要領に基づき、後半(令和7(2025)年度から令和11(2029)年度まで)の計画を新しい計画として見直している。
2	子どもを虐待から守る条例	県民全体で子どもを虐待から守り、次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的として、平成16(2004)年3月に制定された三重県条例
3	児童相談センター	三重県内の児童相談所の業務及び連携をバックアップし、その機能や専門性を高めるために、平成17(2005)年度より設置された機関。令和6(2024)年度の組織改編により廃止された。
4	三重県子ども条例	子どもが健やかに育つことのできる地域社会の実現をめざして平成23(2011)年4月に施行された三重県条例。大切にしたい考え方(基本理念)として、子どもを権利の主体として尊重すること、子どもの最善の利益を尊重すること、及び子どもの力を信頼することを示している。
5	リスクアセスメントツール	迅速な虐待通告に対する初期の危険度の判定や、ケース進行中の対応・支援方針の決定のためのチェックリスト
6	三重県家庭的養育推進計画	原則として家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく等の方針に基づいて、平成27(2015)年3月に策定した県の計画
7	児童虐待対応支援システム	児童虐待の再発率の減少や業務効率改善等のため、人工知能(AI)やICT機能を備えたシステム
8	子どもの権利擁護コーディネーター	アドボカシー事業の推進や子どもの権利擁護の取組の環境整備などを進めるため、事業実施の調整や、子どもから意見表明があった場合の担当児童福祉司などとの調整などを行う。
9	アドボケイト	権利表明が困難な子どもや寝たきりの高齢者、障害者など、人がもつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護する人のことをアドボケイト(advocate)と呼ぶ。子どもの代弁者は子どもアドボケイトという。
10	児童虐待	保護者(親権者)が子どもに対して行う行為(身体的虐待(殴る、蹴る等)、ネグレクト(養育怠慢)、心理的虐待(暴言、怒鳴る、子どもの目の前で喧嘩をする等)、性的虐待(性的なことをする、させる、見せる等))
11	社会的養護	保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことで、「子どもの最善の利益のために」という考え方と「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障するものである。

12	一時保護	児童福祉法第33条の規定により、児童の安全を確保し適切な保護を図るため、もしくは児童の心身の状況、置かれている環境などを把握するために行われる、児童相談所の判断で子どもを一時的に保護者から引き離す措置のこと
13	アドミッションケア	児童養護施設への入所や里親への委託前に、施設見学や体験入所を行うことで、子どもの不安を取り除いたり、生活リズムを整えたりすることを目的とした支援をいう。
14	アセスメント	一般的なアセスメントの意味には、「現状を把握」、「困りごとを明確にする」、又は「意向や希望を明確にする」がある。児童福祉分野では、子どもの状況や問題などを把握・分析し、どのような支援が必要なのかを明確にすること
15	家庭養育優先の原則	児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援したうえで、家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じること
16	里親	保護者の病気や離婚、虐待など様々な事情により、家庭で生活できない子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、必要な期間、温かい家庭的な雰囲気の中でその子どもたちを養育する制度
17	リービングケア	施設を退所する前の準備期間に行う支援(退所後の生活を想定した準備や、必要に応じて一人で生活する練習など)をいう。
18	アフターケア	児童養護施設からの退所後、里親への委託を解除された後に、退所者等に対して行う自立に向けた支援をいう。
19	子どもの権利ノート	プライバシーの尊重や意見表明、困ったときの相談先など、施設で生活するうえで保障されている権利についてまとめた冊子。子どもが自分の権利について知ることができるよう、施設入所時に子どもに手渡す。(平成20(2008)年度に改訂)
20	子どもの権利擁護相談手紙	措置中の生活で権利侵害等があったときに子どもが県に相談するための手紙
21	代替養育	社会的養育は、保護者と分離している場合と分離していない場合の両方を含むが、分離している場合に、その児童が新しく養育を受ける環境を代替養育という。主な代替養育の場として、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設がある。
22	措置 (児童相談所が行う児童福祉施設等への入所)	相談や通告のあった児童の最善の利益を確保するため、家庭分離が必要と認められる際に、児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、里親や児童養護施設等に入所させる措置のこと
23	被措置児童等虐待	児童養護施設等の職員等が、入所する児童等に対して、その身体に外傷を生じさせるおそれのある暴行やわいせつな行為、食事を与えない、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことをいう。
24	パーマネンシー保障	永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと
25	ケースマネジメント	様々な支援機関におけるサービスの調整を図り、包括的かつ継続的なサービス提供を行う援助方法

26	養子縁組	養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度のこと。養子縁組には、①縁組後も実親子関係が存続する「普通養子縁組」と②縁組により実親子関係が終了する「特別養子縁組」の2つがある。
27	児童相談所	児童福祉法に定められた相談機関であり、一義的な相談窓口である市町の後方支援機関として、児童についての相談のうち、専門性を要する事例や児童虐待など難しい事例に対応する行政機関
28	里親会	里親制度に関する調査研究や里親希望者の開拓、里親及び里親に委託されている子どもの相談指導などを行い、里親制度の普及発展に寄与することを目指し活動する組織(全国里親会と地域ごとにある里親会がある。)
29	民間あっせん機関	養子縁組のあっせんに関し、児童の父母、児童の父母以外の者で児童を現に監護するもの、また養親希望者や児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う機関
30	要保護児童対策地域協議会	保護・支援の必要な児童の早期発見や適切な保護・支援を行うため、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関
31	ハブ機能	IT分野では、ネットワーク上で複数のデバイスを接続するための機器のことであり、ネットワーク内の各デバイスがデータをやり取りするための中継点としての役割を果たす。この計画では、子どもや子育て家庭の情報が集積し、その情報を関係機関等から収集したり、関係機関等へ配信したりする情報共有の心臓部的な役割を果たすことをいう。
32	コーディネート	関係する者や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることをいう。特に、児童福祉分野において、児童やその家庭の視点に立って、必要な支援を統合的に調整することをいう。
33	潜在的需要	代替養育を必要とする子どものうち、社会に明らかに表面化している(顕在化している)子ども以外で、社会的に潜んでいて社会的に明らかになっていない子どもの数のこと
34	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
35	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
36	ショートステイ (短期入所生活援助事業)	保護者の疾病等の事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合や子ども自身が一時的に保護者と離れる 것을希望する場合に、一定期間、児童養護施設等において子ども(及び保護者)を預かる事業
37	養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
38	PDCAサイクル	Plan(計画)・Do(実行)・Check(測定・評価)・Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高める仕組み

39	特定妊婦	予期しない妊娠や貧困などで子どもを育てることが難しく、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいいます。
40	一時保護所	児童相談所に附置し、保護を必要とする子どもや家庭で過ごすことが難しい子どもを一時的に預かる場所
41	OJT	On the Job Training (オンザジョブトレーニング)の略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法
42	こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊娠婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う市町の機関をいう。
43	統括支援員	こども家庭センター内において、母子保健・児童福祉双方の業務に十分な知識を有し、母子保健機能と児童福祉機能の双方のマネジメントができる責任者
44	母子保健コーディネーター	市町の母子保健相談窓口等で妊娠期から子育て期にかけての様々な相談対応を行う保健師や助産師の資格を持つ専門職で、市町における母子保健サービスの中心的な役割を担う。
45	児童家庭支援センター	子どもに関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護者等に対する指導を行うなど地域の子どもや家庭の福祉の向上のため活動する機関(三重県では児童養護施設に附置されている。)
46	子育て短期支援事業	家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。短期入所生活援助(ショートステイ)事業のほか、平日の夜間や休日など部分的に養育が困難となった場合の夜間養護等(トワイライトステイ)事業がある。
47	フォースタリング機関(事業)	里親の普及啓発及び状況把握、里親登録前から委託後の里親研修、子どもと里親家庭との調整、子どもの委託中の里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまで、一貫した支援を行う機関(事業)
48	保護者支援プログラム	児童虐待の発生予防や虐待が発生した家庭の再発防止、家族関係の再構築の支援のために用いられるメニューの一つ
49	児童虐待相談対応件数	1年間(4月~3月)で児童相談所が受理した相談のうち、虐待として対応した件数
50	委託一時保護	必要に応じて民間の機関などに一時保護を委託すること
51	一時保護専用施設	児童養護施設等において、一時保護された児童の受入れを専門に行うユニット(小規模な生活単位の居室)をいう。
52	一時保護ガイドライン	一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示された国の指針をいう。

53	里親支援専門相談員	児童養護施設と乳児院に配置される職員。児童相談所の里親担当職員やフォースターリング機関などと連携して所属施設の入所児童の里親委託を推進する。また、里親の新規開拓や里親向け研修、アフターケアとしての相談対応等を行う。
54	オールユニット化	子どもたちの家庭的養育を推進していくために、児童養護施設等の本体施設全体を少人数のグループがユニット内で生活できるように整備していくこと
55	多機能化	児童養護施設や乳児院が本来の児童養護の入所施設の外に、一時保護専用施設の設置運営、フォースターリング事業の実施、児童家庭支援センターの設置運営等を行うこと
56	DV 被害者	配偶者から身体的暴力、精神的暴力等の暴力を受けている者
57	三重県立子ども心身発達医療センター	平成29(2017)年6月に新設された県の機関で、障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉機関である三重県立草の実リハビリテーションセンターと三重県立小児心療センターあすなろ学園、三重県児童相談センターの難聴児支援部門が統合された。 https://www.pref.mie.lg.jp/CHILDC/index.htm (子ども心身発達医療センターHP)
58	夫婦小舎制	職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという支援形態